



宮 崎 県 公 報

令和6年2月13日（火曜日） 第 482 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1		○道路の供用の開始……………（道路保全課） 2
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 1		○道路の占用を制限する区域の指定……………（ ” ） 2
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正……………（水産政策課） 1		公 告
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 2		○県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 2
		○公共測量の実施の通知（5件）……………（管理課） 2
		公安委員会規則
		○刑事訴訟法第 189条第 1 項及び第 199条第 2 項 の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規 則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

宮崎県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
井上 武 あい鍼灸整骨院	児湯郡都農町川北5516番地9	令和5年12月20日

宮崎県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
堀川町薬局	宮崎市	薬局	令和6年2月1日

宮崎県告示第76号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
串間市 東第二 加入区	[略]	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業以外の漁業を行うもの及び小型定置漁業 2 [略] 3 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業を行う	串間市 東第二 加入区	[略]	1 <u>市木地区以外の者が営む</u> 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業以外の漁業を行うもの及び小型定置漁業 2 [略] 3 総トン数20トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業を行う

もの	もの
[略]	[略]

宮崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1925番 124地先から同郡同村同大字同字1925番 124地先まで	旧	6.2～8.0	11.4
				新	9.0～12.7	11.4

宮崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1925番 124地先から同郡同村同大字同字1925番 124地先まで	令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 6 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1925番 124地先から同郡同村同大字同字1925番 124地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 6 年 2 月 28 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、押方地区県営土地改良事業（高千穂町、県営ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 6 年 2 月 13 日から令和 6 年 3 月 13 日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 6 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎県延岡市北方町

3 作業期間

令和6年1月23日から令和6年3月14日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(路線測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業期間

令和6年1月5日から令和6年3月25日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

宮崎県高原町大字後川内

3 作業期間

令和6年1月16日から令和6年3月25日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都農町長から次のとおり通知があった。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(水準測量、空中写真測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡都農町 福原尾地区

3 作業期間

令和5年11月24日から令和6年3月15日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和6年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(数値撮影(デジタル)、数地図化 地図情報レベル1000、3級水準測量、水準点測量)

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸、西臼杵郡高千穂町大字上野、西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡

3 作業期間

令和6年1月25日から令和6年3月22日まで

公安委員会規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

宮崎県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年宮崎県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(逮捕状請求指定司法警察員)</p> <p>第3条 宮崎県警察に勤務する警察官のうち、法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p>(逮捕状等請求指定司法警察員)</p> <p>第3条 宮崎県警察に勤務する警察官のうち、法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

--	--